標柱九号から二二七度一三分三三秒　十号
三六・〇六二メートルの地点
標柱十号から二三七度二七分五〇秒　十一号
四・五四三メートルの地点
標柱十一号から二六五度二五分二二秒　十二号
四〇・四二〇メートルの地点
標柱十二号から二六八度五六分二一秒　十三号
一一・五六九メートルの地点
標柱十三号から二八六度二八分四四秒　十四号
二七・二七一メートルの地点
標柱十四号から一五度二九分三七秒　十五号
一〇・二四五メートルの地点
標柱十五号から八度四四分〇〇秒　十六号
六〇・四三〇メートルの地点
標柱十六号から三五〇度四五分五一秒　十七号
二一・〇六二メートルの地点
標柱十七号から三〇五度四三分一三秒　十八号
四五・六三八メートルの地点
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
弓沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
静岡県富士宮市星山一〇六八番地内電子基準点富士宮二を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成四年建設省告示第千六十四号で指定した第三号に掲げる土地の区域を除く。）
基準点から二五度五四分五九秒
一〇八〇五・四九九メートルの地点　一号
標柱一号から二六度四八分二六秒
一〇・一四四メートルの地点　二号
標柱二号から二七度五九分〇八秒
三〇三・一九五メートルの地点　三号
標柱三号から九五度五二分二八秒
一八・八〇一メートルの地点　四号
標柱四号から一四七度二一分二二秒
一九五・七五四メートルの地点　五号
標柱五号から一六一度三六分三六秒
五・〇五九メートルの地点　六号
標柱六号から二〇五度四九分一八秒
一三・三七七メートルの地点　七号
標柱七号から二三〇度〇九分五三秒
二二一・一五三メートルの地点　八号
標柱八号から二三九度四六分四〇秒
一六・九六七メートルの地点　九号
標柱九号から二六一度四二分三九秒
四四・〇七三メートルの地点　十号
標柱十号から三〇四度五三分〇四秒
四一・〇六一メートルの地点　十一号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
大原町5
(二)　砂防法第二条の土地の表示
岐阜県多治見市大原町一丁目三九番一四内四等三角点大原町を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二八九度一九分四六秒
五三三・八一九メートルの地点　一号
標柱一号から三三〇度三九分三〇秒
三一・一九一メートルの地点　二号
標柱二号から三一〇度一一分一七秒
六九・九〇九メートルの地点　三号
標柱三号から二四六度五二分五五秒
三二・〇六七メートルの地点　四号
標柱四号から二四九度五一分三八秒
五三・二二二メートルの地点　五号
標柱五号から三二四度二三分五五秒
九五・六六一メートルの地点　六号
標柱六号から二八八度〇〇分二六秒
一三五・八〇七メートルの地点　七号
標柱七号から二二四度一一分三一秒
八三・〇〇〇メートルの地点　八号
標柱八号から三一〇度三八分〇三秒
三五・五七二メートルの地点　九号
標柱九号から三九度一一分二五秒
七八・九四〇メートルの地点　十号
標柱十号から七八度〇一分三三秒
四九・二七四メートルの地点　十一号
標柱十一号から九五度四二分二六秒
一二三・〇四四メートルの地点　十二号
標柱十二号から一一二度二二分一八秒
一六七・四六八メートルの地点　十三号
標柱十三号から一四九度一六分〇〇秒
六〇・六六八メートルの地点　十四号
標柱十四号から一四三度二五分六〇秒
六六・八七〇メートルの地点　十五号
標柱十五号から一六六度五八分〇八秒
一六・一四三メートルの地点　十六号

○国土交通省告示第千四百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月二十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
梨子沢
二　砂防法第二条の土地の表示
長野県木曽郡南木曽町読書三七五七番二内四等三角点読書小学校を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号から二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二年内務省告示第三百四十二号で指定した土地の区域及び昭和四十七年建設省告示第八百十九号で指定した土地の区域を除く。）
基準点から六八度二八分二〇秒
四八三・三四四メートルの地点　一号
標柱一号から七二度五四分五四秒
四八・七四六メートルの地点　二号
標柱二号から二五度二三分五五秒
二一・九七〇メートルの地点　三号
標柱三号から八四度五二分〇六秒
一九・三六二メートルの地点　四号
標柱四号から一三二度〇五分一二秒
二三・七二四メートルの地点　五号
標柱五号から八三度〇〇分四二秒
二〇・五六五メートルの地点　六号
標柱六号から九六度〇一分〇九秒
六八・八六四メートルの地点　七号
標柱七号から一一八度五二分五〇秒
三三・一五七メートルの地点　八号
標柱八号から四七度二一分四三秒
一二・四八七メートルの地点　九号
標柱九号から一一〇度三九分一一秒
二七・〇五四メートルの地点　十号
標柱十号から二〇〇度二九分三一秒
一五・八八六メートルの地点　十一号
標柱十一号から一二五度五六分三四秒
一四・五四九メートルの地点　十二号
標柱十二号から一七四度〇五分四四秒
八・五八五メートルの地点　十三号
標柱十三号から一二七度五五分五四秒
八七・八四五メートルの地点　十四号
標柱十四号から八二度〇三分二五秒
一八・四一〇メートルの地点　十五号
標柱十五号から一八〇度五六分一三秒
一九・六八八メートルの地点　十六号
標柱十六号から一二一度一八分二〇秒
二九・六一五メートルの地点　十七号
標柱十七号から二二五度二三分五八秒
六九・六〇七メートルの地点　十八号
標柱十八号から三一〇度一三分一八秒
一一八・一三七メートルの地点　十九号
標柱十九号から二九二度一〇分五五秒
一四・六一三メートルの地点　二十号
標柱二十号から二一六度〇四分一一秒
五八・五四二メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から二八二度三六分四六秒
二四・三二七メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から三四〇度五〇分四八秒
一四・七三一メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から四〇度五三分〇一秒
五二・五八九メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から二九二度一〇分五三秒
二五・九一九メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から二六六度〇一分五六秒
八八・二四五メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から二八七度五四分一七秒
三四・七五九メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から二五八度五三分〇八秒
一六・〇九七メートルの地点　二十八号

○国土交通省告示第千四百七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月二十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　田垣
長野県木曽郡大桑村大字長野字木下二五五四―一内四等三角点西を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号から十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成七年建設省告示第八十三号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
基準点から二〇九度五一分四〇秒
六七二・六七五メートルの地点　一号
標柱一号から三〇二度三五分一二秒
四三・四四二メートルの地点　二号